

第19回盛岡地方裁判所・盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成22年9月6日（月）午後2時05分から午後4時35分

第2 開催場所

盛岡地方・家庭裁判所大会議室（5階）

第3 出席者

（委員）

◇岩崎耕太郎，□上野暁，◇内田浩，◇川上博基，◇河辺邦博，◆工藤哲郎，
◇佐々木直人，◇菅原唯夫，◇田中寿生，◇千田耕一，◆塚田孝子，◇西尾
博子，◆伴亨，◇前田則夫，◆松尾正弘，□宮岡章

（五十音順，敬称略）

（◇盛岡地方裁判所委員会委員，◆盛岡家庭裁判所委員会委員，□盛岡地方
裁判所委員会・盛岡家庭裁判所委員会兼務委員）

（庶務）

相馬地裁事務局長，北村家裁事務局長，高橋民事首席書記官，小林刑事首席
書記官，魚住首席家裁調査官，佐藤家裁首席書記官，伊藤地裁総務課長，菅
原裁判員調整官，後藤家裁管理官，笠原主任家裁調査官，一戸家裁総務課長
補佐，愛田地裁庶務係長

第4 盛岡地方裁判所委員会及び盛岡家庭裁判所委員会合同議事

1 開会の言葉（総務課長）

2 所長あいさつ

3 新任委員紹介

4 委員長選任及び就任あいさつ

委員長に宮岡委員が選任された。

5 委員長代理の指名

委員長から委員長代理として地裁委員会では田中委員が，家裁委員会では工藤委員が指名された。

6 協議テーマ「刑事事件における犯罪被害者参加制度について」の意見交換等

(1) 基本説明等

意見交換に先立ち，制度について，次の説明等がなされた。

ア 犯罪被害者参加制度について

イ 損害賠償命令制度について

ウ 運用状況について

(2) 法廷見学等

301号法廷において，遮へいの措置及びビデオリンクシステムの説明及び実演がなされた。

(3) 意見交換

協議テーマ等に関し，概ね，次のような意見交換がなされた。

以下○が委員，●が説明者（委員）の発言

○ ビデオリンクシステムで証言者側から見ることのできる映像はどのようなものか。

● 質問者の映像がモニターに映されている。法廷でモニターに映されている映像とは異なった映像となる。

○ 地図等を使用して場所を特定する場合，モニターの画像が3分割（地図，発問者，自分）くらいになった方が理解しやすいのではないか。

○ ビデオリンクシステムを利用しての証言を希望する者としては，法廷に在廷することはもちろん自分の顔がモニターに大きく写ることについても希望しないのではないかと思われるが，結局，本システムは被害者の匿名性のためというより，被害者本人に緊張を与えないための制度ということか。

● そのとおりである。匿名性のための制度は別に用意されている。

- 被害者の立場からすると、証言をすることはできるが、顔を見せての証言、特に裁判員に顔を見せることに抵抗を感じるのではないか。
- 制度上、裁判官、裁判員や検察官などの裁判関係者に対しても顔を見せずに証言するということまでは予定されていない。裁判員については、一定の関係がある人は不公平な裁判をする可能性があることから、選任手続きにおいて考慮されるべきである。
- ビデオリンクシステムを使用する際、映像を記録しているか。
- 関係人の同意があれば、記録する場合もある。
- 被害者が被告人質問をする場合、被告人が黙秘権を行使し、終始黙秘したような場合、裁判員の心証はどうか。
- 故意の殺人事件において、参加人である被害者が死刑を求刑した場合、裁判員の量刑判断に影響はないか。

7 協議テーマ「少年事件における被害者配慮制度について」の意見交換等

(1) 少年審判廷の見学

意見交換に先立ち、少年審判廷の見学及び説明がなされた。

(2) 基本説明等

意見交換に先立ち、制度について、次の説明等がなされた。

- ア 少年法上の被害者配慮制度について
- イ 少年審判の傍聴について
- ウ 少年審判の傍聴と今後の課題について

(3) 意見交換

協議テーマ等に関し、概ね、次のような意見交換がなされた。

以下○が委員，●が説明者（委員）の発言

- 審判廷の裁判官席はなぜこんなに大きいのか。少年から見ると威圧的ではないか。少年が駆け寄って裁判官を殴ろうとしても殴ることができないのはいいとして、裁判官の机は直線的ではなくても、威圧感を与えないテ

ーブルがいいのではないか。また、被害者と少年との距離が短いと感じた。少年としては、背中から被害者を感じるだろうと思った。

- 少年からすると、今まで真正面から見てくれる人がいなかったと思われるが、審判廷では真正面から見てくれる人がいるということで、少年が正直になるのではないか。そのため、少年と裁判官の配置を斜めにするよりも、正面で良いのではないかと思う。被害者との距離は、人数が増えたときはどうなるのかと思うが、審判廷の席図としては全体的に良いと思う。
- 被害者の意見陳述席を座れるようにしているのはなぜか。
- 陳述者される方は、精神的に疲れている方が多い。陳述している途中で倒れたりしないように配慮したためである。
- 少年審判の対象の下限年齢と思われる年齢の少年と上限年齢の19歳の少年を扱う場合、審判廷の配置を変えるなどの工夫はしているのか。
- 物理的に部屋を変えることはできないが、少年の年齢や事案に見合った雰囲気を変えたり、審判運営の仕方を工夫したりしている。
- 少年事件の審理ということで、円卓で審理するのはどうか。
- 以前鑑別所を見学したことがあるが、予想していたよりも少年は落ち着いていたので、環境が整っているからではないかと思った。裁判所で審判を受けるときには、少年は落ち着いているのではないかと思う。審判廷は、ほどよい重厚さがあると感じた。囲まれている、逃れられないと感じて、少年が取り乱したりはしないのではないだろうか。鑑別所側でも少年とコミュニケーションを取っているようだ。ただし、被害者との距離については、入退場するとき、目が合うなどで少年の心が乱れたりするのではないか。
- 被害者の傍聴が予定されているときは、先に少年を入廷させ、退廷の時は先に被害者を退廷させるなどして、少年と被害者が目を合わせないように配慮している。

第5 次回委員会について

平成23年2月7日午後2時から地家裁合同開催することとし、開催テーマは、「裁判員裁判について」に決定した。

第6 閉会

以 上